令和3年3月2日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の自らの意思に基づく降任及び降格に対する希望を尊重し、職員の心身の負担軽減による勤務意欲の向上及び組織の活性化を図るため、希望降任及び降格制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

- 第2条 降任又は降格を希望することができる職員は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
 - (1) 病気等の理由によりその職責を果たすことが困難であると感じる者
 - (2) 家庭の事情等によりその職責を果たすことが困難であると感じる者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、その職責を果たすことが困難であると感じる者 (降任又は降格の申出)
- 第3条 降任又は降格を希望する職員は、降任・降格希望申出書(様式第1号)により、 施設長を経由して組合長に提出するものとする。

(希望の承認)

第4条 組合長は、職員から降任・降格希望申出書の提出があったときは、降任又は降格の適否について判定し、その結果を降任・降格承認 (不承認)通知書 (様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。ただし、組合長以外の者が判定する場合は、事前に組合長と協議するものとする。

(降任又は降格の時期)

第5条 組合長は、降任又は降格の希望を承認したときは、承認の日以後最初の定期人 事異動により当該職員の承認を受けた職に降任又は降格させるものとする。ただし、 特別の事情があるときは、この限りでない。

(降任又は降格後の号給)

第6条 降任又は降格に伴い決定される当該職員の号給は、職員の初任給、昇格、昇給 等の基準に関する規則(平成19年規則第8号)の規定による。

(再度の昇任又は昇格)

- 第7条 降任し、又は降格した職員は、降任又は降格を希望した理由がなくなった場合で昇任又は昇格を希望するときは、降任・降格希望理由消滅申出書(様式第3号)により組合長に申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった職員の昇任又は昇格については、他の職員と同様に 取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

年	月	H

香南香美老人ホーム組合 組合長

様

所 属

職名

氏 名

EI

私は、次の理由により降任・降格を希望しますので、申し出ます。

降任・降格を希望する理由	
降任・降格後希望する職	

降任·降格承認(不承認)通知書

年 月 日

所 属

職名

氏 名

様

香南香美老人ホーム組合 組合長

印

年 月 日付けで申出のあった降任・降格希望について、次のとおり決定したので通知します。

承認する	承認しない
承認後の職務の級及び職名	承認しない理由

				年	月	日
香南香美老人ホーム組合						
組合長	様					
		所	属			
		職	名			
		氏	名			E

次のとおり、降任・降格を希望した理由が消滅し、昇任・昇格を希望するので申し出ます。

降任・降格を希望した理由が消滅したことの説明					